

田村市公告第 2 3 号

令和 8 年度田村市帰還・移住等環境整備事業の業務委託について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約の相手方を選定するため、企画提案書等の提出者を次のとおり公募する。

令和 8 年 2 月 5 日

田村市長 白石 高司



1 業務概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 業 務 名 | 令和 8 年度田村市帰還・移住等環境整備事業の業務委託 |
| (2) 委 託 期 間 | 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで |
| (3) 契約限度額 | No.1 「移住・定住基盤事業」
88, 114, 000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）
No.2 「林業人材獲得と木材加工サービス創出事業」
21, 534, 000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）
No.3 「新規就農者及び 6 次化人材の確保事業」
57, 038, 000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）
No.4 「移住者による創業・起業支援事業」
38, 152, 000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）
No.5 「移住者の多様なニーズに対応する就労先の創出事業」
19, 628, 000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）
No.6 「二拠点居住等の新たなライフスタイルを起点とした移住者誘致事業」
44, 772, 000 円以内（消費税及び地方消費税を含む） |

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる資格要件を、全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本募集開始日から契約締結日の間に、国又は地方自治体から指名停止処分を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされていない者であること。

- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 令和 7・8 年度田村市入札参加資格有資格者名簿に登録されている者又は、「3 参加表明書の提出」の提出期限までに入札参加資格登録を申請し、審査を受け適格と認められていること。
- (6) 田村市暴力団排除条例（平成 24 年田村市条例第 3 号）第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げる者でないこと。
- (7) 過去 3 年間（令和 4 年 4 月から令和 7 年 3 月まで）において、国又は地方自治体、他団体等から受注した、本業務に関連する以下のいずれかの実績を有していること。

ア 地域ブランド化に関する業務

イ 関係人口の創出・拡大に関する業務

ウ 移住・定住に関する業務

エ シティプロモーションに関する業務

3 参加表明書の提出

本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。

なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けけないものとする。

(1) 提出期間 令和 8 年 2 月 18 日（水）午後 5 時（必着）

(2) 提出先及び提出方法

田村市総務部企画調整課に持参または郵送

（土・日曜日及び祝日は除く。郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限る。）

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式 1） 1 部

イ 参加資格要件確認書（様式 2） 1 部

ウ 実施体制調書（様式 3） 1 部

エ 関連実績調書（様式 4） 1 部

2 参加資格（7）に示す実績をそれぞれ 1 件以上記載すること。また、実績の内容が確認できる書類（契約書等の写し、TECRIS 登録内容確認書等）を添付すること。

オ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）写し可（※ 3 か月以内のものに限る） 1 部

4 応募手続等

項 目	日 程 等
公募開始（公告）	令和 8 年 2 月 5 日（木）
参加表明書の提出期限	令和 8 年 2 月 18 日（水）午後 5 時（必着）
質問書の提出期限	令和 8 年 2 月 18 日（水）午後 5 時（必着）
提案書類の提出期限	令和 8 年 2 月 25 日（水）午後 5 時（必着）

参加辞退届の提出期限	令和8年2月25日（水）午後5時（必着）
プレゼンテーション審査会	令和8年3月11日（水）
審査結果通知	令和8年3月13日（金）予定
契約締結	令和8年4月 1日（水）

※応募状況その他の理由により、日程が変更となる場合があります。

5 実施要領等の配布

実施要領等は、田村市ホームページからダウンロードすること。

田村市ホームページ <https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/1/r8kikanijyuu-proposal.html>

6 最優秀提案者の決定

令和8年度田村市帰還・移住等環境整備事業の業務委託審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーション等を総合的に審査し、最も評点の高い提案者を最優秀提案者に決定する。

ただし、最高得点が基準点（評価点の満点の6割（小数点以下切り捨て。）とする。）以上でない場合は、最優秀提案者を決定しない。

なお、最高得点が複数ある場合は、審査委員の多数決により決定する。

また、多数決が同数の場合は、委員長が決定する。

7 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査終了後速やかに全ての参加者に書面で通知するとともに、次の内容を田村市ホームページ上で公表する。なお、審査結果（評価点）は非公表とする。

（1）企画提案書の提出件数

（2）最優秀提案者の名称

8 その他

本業務に関する詳細は、令和8年度田村市帰還・移住等環境整備事業の業務委託実施要領による。

9 問い合わせ先

田村市総務部企画調整課 地域振興係

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

電 話 0247-61-7615

FAX 0247-81-2522

E-mail kikaku@city.tamura.lg.jp